

田原市地域公共交通計画 別紙（令和8年度）

令和7年6月24日
(名称) 田原市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【目的】

- ・渥美半島に位置する田原市は、三方を海に囲まれる特性を持ち、田原・赤羽根・福江の各市街地拠点と点在する集落地域によって構成されており、市民の移動手段の確保・維持・改善が、まちづくりの観点からも重要となっている。
- ・本市は、地理条件や社会条件等からマイカー依存度が極めて高く公共交通利用の習慣があまりないため、公共交通の利用減少傾向に歯止めを掛けないと路線バスの廃止等により公共交通空白地域が発生するなど、自ら移動手段を持たない市民の日常生活に弊害が生じる恐れがある。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用者の外出自粛による利用減については、電車やコミュニティバスについては回復傾向にあるものの、路線バス、フェリー・高速船、タクシーの回復傾向は鈍くなっている。
- ・田原市ぐるりんバスは、日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保や基幹交通（路線バス・鉄道）への接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保を目的としている。

【必要性】

- ・田原市ぐるりんバスは、本市が今後も移動手段を選択できる地域社会であり続けることを目指して、市内公共交通の「幹」である豊橋鉄道渥美線、豊鉄バス伊良湖本線・支線とそれを補完する「枝・葉」であるコミュニティバスの役割・連携関係を明確にした上で、コミュニティバスの再編を行った。（再編運行：平成27年10月1日-）
- ・今後も、市民の通院・通学・通勤や買い物など日常生活での移動手段の確保及び幹線交通との接続により各市街地への広域的な移動手段を確保するため、交通基盤・利用環境の整備及び関係者一体となった利用促進の取組も含めた持続可能な公共交通ネットワークの確保が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

- ◇ぐるりんバス→1便当たりの利用者数を5.0人以上にする。
- ◇ぐるりんミニバス→1便当たりの利用者数を3.0人以上にする。
- ◇路線バス及びぐるりんバスに係る市の財政負担額を185,000千円以内とする。

区分	令和6年度実績 R6.4.1～R7.3.31	目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ぐるりんバス	市街地線	5.3人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
	童浦線	9.2人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
	サンバーカ線	4.4人／便	1便当たり利用者数を5.0人以上にする。	
ぐるりんミニバス	表浜線	4.1人／便	1便当たり利用者数を3.0人以上にする。	
	中山線	2.0人／便	1便当たり利用者数を3.0人以上にする。	

目標項目	令和6年度実績 R6.4.1～R7.3.31	目標	
		令和7年度	
路線バス及びぐるりんバスに係る市の財政負担額	192,668千円		185,000千円

※第3次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通計画）52,53頁

(2) 事業の効果

- ・日常生活に必要な各地域内・地域間の移動手段の確保
- ・基幹交通（路線バス・鉄道）への接続により、各市街地など広域的な移動手段の確保
- ・高齢者等の外出意欲の向上
- ・社会参加の促進 など

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 公共交通ガイドブックの作成・配布

実施主体：田原市地域公共交通会議

内容

- ・田原市ぐるりんバスの路線・時刻、運賃制度、割引乗車制度
- ・路線バス・鉄道の時刻表
- ・バス・鉄道の利用方法
- ・乗り換え拠点における時刻表案内
- ・ガイドブックの多言語化 等

配布先

- ・公共施設、病院、駅等

(2) 路線カルテを活用した、地域における利用促進事業の実施

実施主体：関連地域コミュニティ協議会

- ・路線カルテを作成し、交通会議と関連地域コミュニティ協議会が、近年の運行内容変更の経緯、乗車実績、目標に対する現況数値等の情報を共有する。
- ・路線カルテの項目にある、利用促進事業の欄に3つ以上の事業を掲げ実施する。
- ・交通会議は、関連コミュニティ協議会実施予定の利用促進事業をすべて把握し、他の関連コミュニティ協議会に紹介して意識向上を図る。

(3) 運転免許自主返納支援事業の実施

実施主体：田原市

内容

- ・自動車運転免許返納者に、コミュニティバス1年間無料乗車券や豊鉄バスの路線バスが1乗車100円で乗車できる「元気バス」の引換券等を交付。

(4) 各種イベントの開催及び出展

実施主体：豊鉄バス(株)・田原市地域公共交通会議・ぐるりんバス運行事業者

内容

- ・外国人向け「バス乗り方教室」、子ども向け「目指せ！バス博士」などの開催による普及啓発
- ・市民まつりなど大規模集客イベントでのブース設置、バス車両の展示、啓発物品の配布等

(5) ぐるりんバスへのQRコード決済導入の継続

実施主体：田原市地域公共交通会議

内容

- ・ぐるりんバスでのQRコード決済を可能とし利用者の利便性を高める。

(6) ラッピング車両の導入

実施主体：田原市地域公共交通会議

内容

- ・車両更新時等に利用者から親しみを持たれるよう、車両にラッピングを施す
- ・ラッピング車両のペーパークラフトを作成・配布する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

○運行系統の概要及び運行事業者

区分	運行系統	本数／日	運行事業者
ぐるりんバス	市街地線（循環）（田原駅～田原駅）	13本	7月上旬決定予定
	童浦線（上・下線）（片西南～渥美病院）	13本（土日14本）	
	サンテパルク線（上・下線）（芦集会所～渥美病院）	15本（木曜日16本）	
ぐるりんミニバス	表浜線（循環）（図書館～図書館）	10本	7月上旬決定予定
	中山線（循環）（渥美支所～渥美支所）	7本（水～土曜日） デマンド（日～火曜日）	7月上旬決定予定

○路線図・運行ダイヤ・運賃 別添資料のとおり。【添付省略】

○運行予定者（運行事業者の決定経緯）

(1) ぐるりんバス

令和7年10月1日からの運行について公募型プロポーザル方式により決定

令和7年4月21日	公募型プロポーザル公告
令和7年5月13日	質問書の提出期限
令和7年5月21日	提案書の提出期限
令和7年5月29日	選定委員会の開催（プレゼンテーション審査）
令和7年7月上旬	委託業務契約の締結（運行期間：R7.10.1-R11.9.30）

(2) ぐるりんミニバス（表浜線、中山線）

令和7年10月1日からの運行について公募型プロポーザル方式により決定

令和7年4月21日	公募型プロポーザル公告
令和7年5月13日	質問書の提出期限
令和7年5月21日	提案書の提出期限
令和7年5月29日	選定委員会の開催（プレゼンテーション審査）
令和7年7月上旬	委託業務契約の締結（運行期間：R7.10.1-R11.9.30）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2を添付

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るフィーダー系統について、その運行に係る費用 127,250,884 円のうち、運送収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- 利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。
- OD 調査

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】 現在ぐるりんバスを運行しているバス車両が老朽化していることから、安全運行を行うために新たな車両に更新する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】 ノンステップバス車両 1 台（令和 8 年 12 月頃更新予定） ノンステップバス車両 1 台（令和 9 年 1 月頃更新予定） ぐるりんバス市街地線・童浦線・サンテパルク線の利用者数を増加させることで収支率を 1 % 以上改善させる。 令和 6 年度利用者数： 94,042 人 令和 6 年度収支率： 13.9 %
(2) 事業の効果 ぐるりんバス（コミバス）の運行を維持することにより、市民の通学・通勤、通院や買い物など日常生活での移動手段の確保及びまちづくりの推進につながる。 新車を購入して車両更新を実施することにより、車両の不具合や故障が減少し、より安全な運行が可能になるとともに、新車両の燃費改善による運行経費の削減が期待される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【フィーダー】・【公有民営方式車両購入費国庫補助金】

表 8 のとおり

(1) 取得計画の概要

ぐるりんバス 3 路線（市街地線・童浦線・サンテパルク線）で使用されている車両 2 台を、本事業で更新する。

(2) 取得を行う事業者

田原市

(3) 費用総額

1台目 21, 581 千円（消費税を除く）

2台目 33, 363 千円（消費税を除く）

計 54, 944 千円（消費税を除く）

(4) 負担者及び負担総額

田原市 39, 944 千円

国庫補助金 15, 000 千円

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【フィーダー】

（収支改善計画）

(1) 車両の代替による費用削減等の内容

① 公有民営方式によるバス事業者の負担軽減

田原市がバス事業者に無償貸与することから、車両導入コスト全額が軽減する。

② 代替による田原市の費用削減

耐用年数を超過している車両の整備修繕費用は今後増大することが見込まれていたが、代替車両にすることにより、その経費が軽減される。

(2) 代替車両を活用した利用促進策

① ラッピングの実施

目的：市民の方に公共交通に親しみを持ってもらい、利用していただくとともに、観光などのPRも図る。

② 地域住民への営業活動の実施

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○平成 27 年 3 月 26 日（平成 26 年度第 5 回 田原市地域公共交通会議）

- ・第 2 次田原市地域公共交通戦略計画の地域公共交通網形成計画への位置付けについて
- ・コミュニティ乗合交通の再編（案）について [H27. 10 再編実施]

○平成 27 年 6 月 24 日（平成 27 年度第 1 回 田原市地域公共交通会議）

- ・コミュニティ乗合交通の再編（案）について [H27. 10 再編実施]

○平成 29 年 2 月 10 日（平成 28 年度第 4 回 田原市地域公共交通会議）

- ・田原市コミュニティバスの運行内容の変更（案）について [H29. 4 路線・ダイヤ変更]

○平成 30 年 6 月 19 日（平成 30 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市ぐるりんバス市街地線・童浦線・表浜線の運行内容の変更について
[H30. 10 路線・ダイヤ変更]

- ・第 2 次田原市地域公共交通戦略計画（地域公共交通網形成計画）の一部改訂について

○平成 31 年 3 月 20 日（平成 30 年度第 5 回田原市地域公共交通会議）

- ・平成 31 年 10 月の田原市ぐるりんバス路線変更について [承認]
[R1. 10 路線・ダイヤ変更]

- ・第 2 次田原市地域公共交通戦略計画（網形成計画）一部見直しについて [承認]

○令和 2 年 6 月 29 日（令和 2 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市生活交通確保維持改善計画（案）について [承認]

○令和 3 年 6 月 16 日（令和 3 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市生活交通確保維持改善計画（案）について [承認]

○令和 4 年 6 月 15 日（令和 4 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市生活交通確保維持改善計画（案）について [承認]

○令和 5 年 6 月 21 日（令和 5 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市生活交通確保維持改善計画（案）について [承認]

○令和 6 年 6 月 14 日（令和 6 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市地域公共交通計画 別紙（令和 7 年度）（案）について [承認]

○令和 6 年 11 月 25 日（令和 6 年度第 2 回田原市地域公共交通会議 書面協議）

- ・ぐるりんバス市街地線のバス停（名称・設置場所）および運行ダイヤの変更について
[令和 6 年 12 月 5 日 承認]

○令和 6 年 12 月 27 日（令和 6 年度第 3 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市地域公共交通計画 別紙（令和 7 年度）の変更について [承認]

○令和 7 年 6 月 24 日（令和 7 年度第 1 回田原市地域公共交通会議）

- ・田原市地域公共交通計画 別紙（令和 8 年度）（案）について [承認]

19. 利用者等の意見の反映状況

田原市地域公共交通会議（法定協議会）の構成員として、住民又は利用者を代表する「田原市老人クラブ連合会」「田原市地域コミュニティ連合会」「田原市商工会」「(一社)田原青年会議所」「田原市民生児童委員協議会」の参画を得ており、交通会議の場などにおいて意見を聴取している。

コミュニティバスの再編及び運行内容の変更にあたっては、運行事業者へのヒアリングを実施するとともに関係する地域コミュニティ協議会と協働して運行内容案（路線・ダイヤ・バス停・車両等）を決定し、その結果を本計画に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県田原市田原町南番場30番地1

(所 属) 田原市都市建設部街づくり推進課

(氏 名) 山本貴士、樽谷佳奈子

(電 話) 0531-27-8603

(e-mail) machi@city.tahara.aichi.jp

別 紙